

酪農経営支援総合対策事業実施要綱

	平成28年	3月31日付け27農畜機第5575号
一部改正	平成28年	5月9日付け28農畜機第755号
一部改正	平成28年	5月9日付け28農畜機第852号
一部改正	平成28年	7月7日付け28農畜機第1934号
一部改正	平成28年10月	7日付け28農畜機第3479号
一部改正	平成28年10月	7日付け28農畜機第3633号
一部改正	平成28年10月21日	付け28農畜機第3693号
一部改正	平成29年	3月28日付け28農畜機第6406号
一部改正	平成29年	6月28日付け29農畜機第1816号
一部改正	平成29年	8月9日付け29農畜機第2697号
一部改正	平成30年	3月16日付け29農畜機第6668号
一部改正	平成30年	3月29日付け29農畜機第6908号
一部改正	平成30年	5月25日付け30農畜機第1305号
一部改正	平成30年	7月16日付け30農畜機第2375号
一部改正	平成30年	8月3日付け30農畜機第2743号
一部改正	平成30年	9月28日付け30農畜機第3682号
一部改正	平成30年10月	9日付け30農畜機第3830号
一部改正	平成30年10月31日	付け30農畜機第4297号
一部改正	平成31年	3月27日付け30農畜機第7673号
一部改正	令和元年10月	3日付け元農畜機第4040号
一部改正	令和元年10月29日	付け元農畜機第4059号
一部改正	令和元年12月19日	付け元農畜機第5620号
一部改正	令和2年	3月30日付け元農畜機第7990号
一部改正	令和2年	8月3日付け2農畜機第2581号
一部改正	令和2年	9月7日付け2農畜機第3187号
一部改正	令和3年	3月29日付け2農畜機第7075号
一部改正	令和4年	2月15日付け3農畜機第5801号
一部改正	令和4年	3月31日付け3農畜機第7203号
一部改正	令和5年	3月28日付け4農畜機第7015号
一部改正	令和6年	2月2日付け5農畜機第7021号
一部改正	令和6年	3月27日付け5農畜機第8510号
一部改正	令和7年	3月26日付け6農畜機第8477号
一部改正	令和8年	3月24日付け7農畜機第8516号
一部改正	令和8年	8月31日付け8農畜機第3593号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、乳用後継牛の緊急的な確保、機械装置等の導入と一体的な施設の整備、酪農家に代わり搾乳、飼料生産等を行う者（以下「酪農ヘルパー」という。）による経営安定化の推進、乳用牛の計画的な改良・増殖の推進、生乳流通体制の合理化の推進、地域の生産体制の強化及び生乳需要基盤の確保を図るための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業の種目

この事業の種目は以下のとおりとし、事業実施主体、事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに別添に定めるものとする。

1 中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業

（1）中小酪農等対策事業

酪農生産基盤の強化を図るため、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、つなぎ牛舎の改良のための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組、自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入のための取組等、永年草地の回復のための追播に要する資材の共同購入のための取組等に対して支援する事業とし、別添1の1のとおりとする。

(2) 酪農労働省力化対策事業

酪農生産基盤の強化を図るため、労働負担軽減に資する機械装置等の導入と一体的な施設の整備を支援するための取組に対して支援する事業とし、別添1の2のとおりとする。

2 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現及び担い手の確保を図るため、酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援、酪農家の傷病時における酪農ヘルパーの利用（以下「傷病時の利用」という。）の円滑化及び酪農ヘルパーの出役を請け負う事業（以下「酪農ヘルパー事業」という。）を実施する酪農ヘルパー利用組合の強化等を総合的に推進するための取組に対して支援する事業とし、別添2のとおりとする。

3 乳用牛改良増殖推進事業

乳用牛の計画的な改良・増殖の推進を図るため、遺伝的能力の向上、乳用牛の飼養管理技術の指導等を行う取組に対して支援する事業とし、別添3のとおりとする。

4 生乳流通体制合理化推進事業

生乳の流通コストの削減等を図り酪農経営の収益性の改善を図るため、生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）及び関係団体が一体となって生乳流通の合理化を検討・計画し、生乳流通の合理化に資する機械装置の整備を行う取組や貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるための必要な補改修を行う取組等に対して支援するための事業とし、別添4のとおりとする。

5 地域の生産体制強化事業

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、経営離脱農家の資産の有効活用や新規就農者の確保、将来にわたって持続可能な経営体の創出、後継牛育成のための広域預託を推進する取組、酪農経営に係る家畜の持続的な輸送体制の確保を図るための取組に対して支援する事業とし、別添5のとおりとする。

6 生乳需要基盤確保事業

国産牛乳乳製品の需要創出等を通じて生乳需要基盤の確保を図るため、新たな生乳需要創出、酪農に対する理解醸成及び生産者が自ら作る牛乳乳製品の価値向上等に係る取組に対して支援するための事業とし、別添6のとおりとする。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 酪農経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4555号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱別添1の第6の4の進捗状況報告、5の事業の実績報告、6の消費税及び地方消費税の取扱い並びに第7の帳簿等の整備保管等は、なお従前の例によるものとする。
- 4 旧要綱別添1の第2の1の（1）のアからエの規定により実施した研修は、この要綱の別添2の第2の1の（1）のアからエの規定による研修として継続して実施することができるものとする。この場合、継続して実施できる期間の通算は、この要綱の別添2の別表に規定する研修の期間の範囲内とする。
- 5 旧要綱別添2の第6の4の事業の実績報告、5の消費税及び地方消費税の取扱い並びに第7の帳簿等の整備保管等は、なお従前の例によるものとする。
- 6 酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業実施要綱（平成27年4月1日付け26農畜機第5900号）第2の1の（1）のア、同1の（1）のウからオ、酪農生産基盤維持緊急支援事業実施要綱（平成26年4月1日付け25農畜機第5657号）第2の1の（1）のイ、同1の（3）から（5）及び酪農生産基盤回復緊急支援事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5457号）第2の1の（2）の規定により取得した財産を生産者集団等が構成員に貸付ける場合の取扱いについては、要綱別添1の第8の規定を適用するものとする。
- 7 平成28年熊本地震の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面を受けた者の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用（搾乳作業等に限る。）にあつては、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の3の（4）のイの（ア）の規定にかかわらず、1日以上の利用についても負担軽減できるものとする。ただし、平成28年度における酪農ヘルパーの利用に限るものとする。
- 8 平成28年台風第7号等の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者等の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用（搾乳作業等に限る。）にあつては、別表の2の

補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の3の(4)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても負担軽減できるものとする。ただし、平成28年度における酪農ヘルパーの利用に限るものとする。

- 9 別添1の第2の1の(5)のイの事業の実施に当たっては、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱(平成28年10月7日付け28農畜機第3527号)第2の2の事業対象となった代替粗飼料を重複して申請することはできないものとする。
- 10 平成28年台風第7号等により被害があった地域にあつては、別添1の第3の4の(7)のイ中の(ア)のA、(イ)のaのA及びC並びに(イ)のbのA及びCの規定において「平成27年度」とあるのは「平成27年4月1日から平成27年8月15日」と、「平成28年度」とあるのは「平成28年4月1日から平成28年8月15日」と読み替えることができるものとする。
- 11 平成29年梅雨期豪雨の被害により、市町村から畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者等の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用(搾乳作業等に限る。)にあつては、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の2の(5)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても負担軽減できるものとする。ただし、平成29年度における酪農ヘルパーの利用に限るものとする。
- 12 平成30年梅雨前線豪雨等の被害により、市町村から畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者等の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用(搾乳作業等に限る。)にあつては、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の2の(5)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても負担軽減できるものとする。ただし、平成30年度における酪農ヘルパーの利用に限るものとする。
- 13 平成30年台風第21号又は平成30年北海道胆振東部地震の被害により、市町村から畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者等の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用(搾乳作業等に限る。)にあつては、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の2の(5)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても負担軽減できるものとする。ただし、平成30年度における酪農ヘルパーの利用に限るものとする。
- 14 平成30年台風第24号の被害により、市町村から畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者等の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用(搾乳作業等に限る。)にあつては、別表

の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の2の(5)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても負担軽減できるものとする。ただし、平成30年度における酪農ヘルパーの利用に限るものとする。

- 15 令和元年8月から9月の大雨等の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者等の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用（搾乳作業等に限る。）にあっては、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の2の(5)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても補助対象とするものとする。（ただし、令和元年度における酪農ヘルパーの利用に限る。）
- 16 令和2年7月豪雨（令和2年7月3日から7月31日までの間の豪雨をいう。）の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者等の酪農ヘルパーの利用（搾乳作業等に限る。）について、別添2の第3の2の(6)のイの規定にかかわらず、同規定の補助対象とし、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とする。また、同第3の2の(6)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても補助対象とするものとする。（ただし、令和2年度における酪農ヘルパーの利用に限る。）
- 17 令和6年能登半島地震の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者等の令和5年度における酪農ヘルパーの1日以上の利用（搾乳作業等に限る。）については、別添2の第3の2の(7)のイの規定にかかわらず、別添2の第2の2に規定する傷病時に酪農ヘルパーを一定期間継続的に利用したときに該当するものとしてこの要綱を適用する。この場合において別添2の別表の2の補助率の欄中「2分の1以内」とあるのは「3分の2以内」とする。
- 18 令和8年熊本地震の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者等の令和8年度における酪農ヘルパーの1日以上の利用（搾乳作業等に限る。）については、別添2の第3の2の(7)のイの規定にかかわらず、別添2の第2の2に規定する傷病時に酪農ヘルパーを一定期間継続的に利用したときに該当するものとしてこの要綱を適用する。この場合において別添2の別表の2の補助率の欄中「2分の1以内」とあるのは「3分の2以内」とする。

附 則（平成28年5月9日付け28農畜機第755号）

この要綱の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日

から適用するものとする。

附 則（平成２８年５月９日付け２８農畜機第８５２号）

- 1 この要綱の改正は、平成２８年５月９日から施行する。ただし、別添７の第２の１の事業については、平成２８年４月１４日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添７の第２の１の事業について、平成２８年４月１４日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の酪農経営支援総合対策事業（平成２８年熊本地震緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成２８年７月７日付け２８農畜機第１９３４号）

この要綱の改正は、平成２８年７月７日から施行し、平成２８年４月１日から適用するものとする。

附 則（平成２８年１０月７日付け２８農畜機第３４７９号）

- 1 この要綱の改正は、平成２８年１０月７日から施行し、平成２８年８月１６日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添７の第２の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添７の第２の１の事業のうち平成２８年台風第７号等に係る事業について、平成２８年８月１６日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成２８年１０月７日付け２８農畜機第３６３３号）

この要綱の改正は、平成２８年１０月７日から施行し、平成２８年８月１６日から適用するものとする。

附 則（平成２８年１０月２１日付け２８農畜機第３６９３号）

- 1 この要綱の改正は、平成２８年１０月２１日から施行し、平成２８年９月１７日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添７の第２の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添７の第２の１の事業のうち平成２８年台風第１６号による被災に係る事業について、平成２８年９月１７日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）１４の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第１号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成２９年３月２８日付け２８農畜機第６４０６号）

- 1 この要綱の改正は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に実施した別添１、別添３及び別添７の事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 改正前の要綱別添２の第２の１の（１）のエの規定により実施した研修及びキの規定により実施した住宅・通勤手当の交付を継続して実施する場合にあっては、実施期間の通算は、改正後の要綱の別添２の別表に規定する研修の期間の範囲内とする。

附 則（平成２９年６月２８日付け２９農畜機第１８１６号）

この要綱の改正は、平成２９年６月２８日から施行する。

附 則（平成２９年８月９日付け２９農畜機第２６９７号）

- 1 この要綱の改正は、平成２９年８月９日から施行し、平成２９年６月７日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添７の第２の事業については、この要綱

による改正前の規定はなお効力を有するものとする。

- 3 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業のうち平成29年梅雨期豪雨による被災に係る事業について、平成29年6月7日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年3月16日付け29農畜機第6668号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年3月16日から施行し、平成29年11月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添7の第2の事業については、この要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業のうち平成29年度大雪による被災に係る事業について、平成29年11月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年3月29日付け29農畜機第6908号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年5月25日付け30農畜機第1305号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年5月25日から施行し、平成29年11月1日から適用するものとする。

- 2 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業について、平成29年11月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年7月16日付け30農畜機第2375号）

この要綱の改正は、平成30年7月16日から施行し、平成30年梅雨期豪雨による畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附 則（平成30年8月3日付け30農畜機第2743号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年8月3日から施行し、平成30年5月20日から適用するものとする。
- 2 平成30年7月16日付け30農畜機第2375号によるこの要綱の改正の附則の「平成30年梅雨期豪雨」とあるのは、「平成30年梅雨前線豪雨等」と読み替えるものとする。
- 3 平成30年7月16日付け30農畜機第2375号によるこの要綱の改正の適用期日は、1と同様とする。
- 4 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業について、平成30年5月20日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年9月28日付け30農畜機第3682号）

この要綱の改正は、平成30年9月28日から施行し、平成30年台風第21号又は平成30年北海道胆振東部地震による畜産関連施設（6次産業化関

連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を市町村から受けた者等を対象に適用するものとする。

附 則（平成30年10月9日付け30農畜機第3830号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年10月9日から施行し、平成30年9月3日から適用するものとする。
- 2 平成30年9月28日付け30農畜機第3682号によるこの要綱の改正の適用期日は、1と同様とする。
- 3 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業について、平成30年9月3日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成30年10月31日付け30農畜機第4297号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行し、平成30年9月28日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業について、平成30年9月28日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（災害緊急支援対策事業）補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（平成31年3月27日付け30農畜機第7673号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和元年１０月３日付け元農畜機第４０４０号）

この要綱の改正は、令和元年１０月３日から施行し、令和元年８月１３日から適用するものとする。

附 則（令和元年１０月２９日付け元農畜機第４０５９号）

この要綱の改正は、令和元年１０月２９日から施行し、令和元年８月１３日から適用するものとする。

附 則（令和元年１２月１９日付け元農畜機第５６２０号）

この要綱の改正は、令和元年１２月１９日から施行し、令和元年８月１３日から適用するものとする。

附 則（令和２年３月３０日付け元農畜機第７９９０号）

- １ この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ 令和元年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和２年８月３日付け２農畜機第２５８１号）

この要綱の改正は、令和２年８月３日から施行し、令和２年７月３０日から適用するものとする。

附 則（令和２年９月７日付け２農畜機第３１８７号）

この要綱の改正は、令和２年９月７日から施行し、令和２年７月３日から適用するものとする。

附 則（令和３年３月２９日付け２農畜機第７０７５号）

- １ この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。
- ２ 令和２年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和４年２月１５日付け３農畜機第５８０１号）

- １ この要綱の改正は、令和４年２月１５日から施行し、令和３年８月１日から適用するものとする。
- ２ この要綱の改正後の別添１の第２の４の事業について、令和３年８月１日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８－１）１３の規

定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和4年3月31日付け3農畜機第7203号）

- 1 この要綱の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添1の第2の4の事業について、令和3年8月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48-1）13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和5年3月28日付け4農畜機第7015号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和6年2月2日付け5農畜機第7021号）

この要綱の改正は、令和6年2月2日から施行し、令和6年1月1日から適用するものとする。

附 則（令和6年3月27日付け5農畜機第8510号）

- 1 この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和7年3月26日付け6農畜機第8477号）

- 1 この要綱の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の

規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和８年３月２４日付け７農畜機第８５１６号）

- １ この要綱の改正は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- ３ この要綱の別添２の第２の３の（６）の事業について、令和６年５月から令和８年３月までの間に奨励金の交付を受け始めた利用組合に対する令和８年４月からの奨励金の交付については、以下の規定を適用するものとする。
 - （１）令和８年４月から適用される新たな待遇改善奨励金の交付要件（給与の３％以上引上げ）を満たさない場合
 - ア 交付期間
奨励金の交付を受け始めた月から２４か月後までの残余の期間
 - イ 交付する奨励金単価
奨励金の交付を開始した時点における要綱に定める額とする。
 - （２）令和８年４月から適用される新たな待遇改善奨励金の交付要件（給与等の３％以上引上げ）を満たしている場合（令和８年４月以降に新たな待遇改善奨励金の交付要件を満たすよう専任ヘルパーの給与等を追加で引き上げ、別添２の第３の（１０）の所要の規程等を改正した場合を含む。）
 - ア 交付期間
奨励金の交付を受け始めた月から２４か月後までの残余の期間
 - イ 交付する奨励金単価
別添２の別表の３の（６）の表のとおりとする。
 - （３）令和８年３月までに開始した待遇改善奨励金の交付期間内に、令和８年４月以降、新たに待遇改善奨励金の交付要件を満たすよう利用料金及び給与等の引上げを行い、別添２の第３の（１０）の所要の規程等を改正した場合
交付期間
令和８年３月までに開始した待遇改善奨励金の交付は、令和８年４月以降に開始される待遇改善奨励金の交付が開始される前月をもって終了する。

附 則（令和８年８月３１日付け８農畜機第３５９３号）

この要綱の改正は、令和８年８月３１日から施行し、令和８年７月２８日から適用するものとする。